

保険業法施行規則第二百十二条第三項第三号等に規定する金融庁長官が定める措置を定める件（平成十七年七月金融庁告示第五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第三項第三号、第二百十二条の二第三項第三号、第二百十二条の四第三項第三号及び第二百十二条の五第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置を次のように定め、平成十七年十二月二十二日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十二条第三項第三号、第二百十二条の二第三項第三号、第二百十二条の四第三項第三号及び第二百十二条の五第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置は、次に掲げるものいずれかとする。</p> <p>一 銀行等（保険業法（平成七年法律第五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。次号において同じ。）の使用者のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者（当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（規則第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号及び第八号並びに第二百十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げるものに限る。次号において同じ。）の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置</p> <p>二（略）</p>	<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第三項第三号、第二百十二条の二第三項第三号及び第二百十二条の五第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置を次のように定め、平成十七年十二月二十二日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十二条第三項第三号、第二百十二条の二第三項第三号及び第二百十二条の五第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置は、次に掲げるものいずれかとする。</p> <p>一 銀行等（保険業法（平成七年法律第五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。次号において同じ。）の使用者のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者（当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（規則第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。次号において同じ。）の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置</p> <p>二（略）</p>